

平成 23 年 8 月

全国青色申告会総連合青年部

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 2-9

TEL : 03-3294-2301 FAX : 03-3233-0154

<http://www.bluereturna.jp/seinenbu/>

# TEN-UP NEWS

## No. 71

### 平成 23 年度 全青色青年部 通常代議員総会 開催

#### 新部長および新役員の就任

全青色青年部は 6 月 17 日、東京都千代田区の全国町村会館において、平成 23 年度通常代議員総会を開催した。本年度の事業活動基本方針等を決定するとともに、新しい役員が選任された。



通常代議員総会の開会に先立って、高橋部長より、全青色青年部創立 30 周年記念事業および災害対策義援金への協力について、次の挨拶があった。



昨年より全青色青年部創立 30 周年記念事業の準備をすすめてまいりました。予定では本日開催でありましたが、東日本大震災の様々な事情を考慮し開催を延期することとなりました。

今回の震災では、被災地の青年部、また青色申告会そのものが壊滅的な被害を受けました。被害は東日本の広範囲に渡っており、地震による経済的な影響も被災地のみならず日本全体に及んでいます。皆様の事業も少なからず影響を受けているものと思います。

このような事情から、周年事業は青年部として行わなければならない大きな節目となる行事ではありましたが、一年間は見送らせていただきました。この場をお借りいたしまして、お詫び申し上げます。

また災害対策義援金になりますが、青年部として独自に募ることを決め、各県連青年部にお願いいたしました。

数年前から自然災害が多くなり、青年部として対応していくためにも、あらかじめ義援金を募っておく必要が生じてきました。そこで、各地区会、各県連を通じて全青色青年部に義援金を集めることとしてきました。今回集めた義援金は本会を通じて被災地の青色申告会にお届けします。本日は募金箱も設置していますのでご協力のほど、よろしく願います。

30 周年の開催については役員一同、頭を悩ませました。私自身も地元である水戸が大きい

な被害を受け、とても恐怖を感じました。このまま日本はどうになってしまうのかという思いでした。しかし3ヵ月たった今、日本人はとてもバイタリティがあると感じます。日本を復興しようという意気込みで、頑張っている方が非常に多い。私たち青年部世代も、若い力で個人事業所をさらに盛り立てていくように頑張っていたきたいと思います。

平成 23 年度の事業活動基本方針と青年部統一の重要課題は次のとおりである。

## 平成 23 年度事業活動基本方針

東日本大震災は、東北・関東地方を中心に甚大な被害をあたえた。会員企業、青色申告会が被災した地域も多く、損害ははかりしれない。被災地の復旧・復興にむけた支援の動きは大きく広まっており、これからの社会を担う中心的な世代として全青色青年部も行動をおこしていきたい。

疲弊している地域経済社会において、今回の震災により会員企業、青色申告会を取り巻く環境はさらに厳しさを増していくだろう。青年部活動をとおして地域経済社会ならびに小規模事業者に大きな貢献を果たし、青色申告会の会勢拡大につなげていく。

全青色青年部は「TEN-UP運動」をもとに会員・部員増強運動に積極的に取り組み、青色申告会の組織強化を目指す。あわせて事業承継税制の創設や事業主報酬制度の早期実現など税制政策活動を積極的に推進するとともに、「ブルーリターンA」をはじめとする会計ソフトやイータックスの普及拡大により指導相談活動を強く支援し、いっそう活発な青年部活動を展開していく。

## ◆ ◇ ◆ ◇ ◆ チャレンジ! TEN-UP ACTION 2011!

統一的な重要課題として次のテーマに取り組む。

### I. 会員・部員増強と青年部活動の充実強化

TEN-UP ACTION 2011 の推進

- (1) 会員・部員増強運動の積極推進
- (2) 青年部活動の充実、強化
- (3) 青年部未結成地区の解消
- (4) 地域社会の環境変化に対応した青年部組織の強化

### II. 税制政策活動の推進

以下の重点項目を中心に、税制改正運動等に取り組む

- (1) 個人企業における事業承継税制の創設
- (2) 事業主報酬制度の実現
- (3) 小規模企業共済制度ならびに中小企業退職金共済制度の普及推進
- (4) 少子化対策として、教育ローン減税の創設
- (5) 消費税手続きの簡素化
- (6) 公的医療・年金制度など社会保障制度の抜本的な改革

### III. イータックス、ブルーリターンAの普及推進

- (1) 会計ソフト「ブルーリターンA」の普及推進にむけた活動強化
- (2) イータックスの普及推進にむけた活動強化

全青色青年部の新部長に千葉県連青年部長の安田知幸部長が就任しました。今回延期となった全青色青年部創立 30 周年記念事業については、安田新部長の下、開催することとなります。また、創立 30 周年記念事業開催を契機に、全国で青年部がない地域における創部推進等、青年部活動のいっそうの活性化をはかることとなりました。



◎ TEN-UP ACTION 2010 表彰式

TEN-UP ACTION 2010 で顕著な功績をあげた次の 2 会を表彰した。

- 松山青色申告会青年部会
- (社)北那覇青色申告会青年部

## 青年部学校講演会

### 小規模事業者施策と事業承継

講師：中小企業庁

経営支援部 小規模企業政策室

室長補佐 宇田川 徹 様

事業環境部 財務課

係長 佐竹 正洋 様

演題：「小規模事業者施策と事業承継」

今回の青年部学校では、中小企業庁の宇田川様と佐竹様に小規模事業者に関わる施策と事業の承継について講演をいただきました。以下、宇田川様、佐竹様の順に講演の要旨を掲載します（文責記者）。

## < 小規模事業者施策について >



本日のテーマは小規模企業施策ということで、政策の流れや制度を立ち上げるまでの現場感を合わせたご説明、ご報告をさせていただきます。

小規模事業者とは中小企業の一つであり、多様な中小企業施策の全てが対象となります。中小企業と小規模事業者は、中小企業基本法などで定義されています。日本の小規模事業者の割合ですが、企業数は全企業の87%と日本経済の基本的な部分は小規模事業者が担っています。従業者数では全体の23.2%です。製造業でみた付加価値額は10.3%と全体からみると小さいですが、小規模事業者の実態をみると非常に多様な役割を担っています。

ここで、中小企業憲章について確認してみます。中小企業憲章とは、政府が閣議決定した中小企業政策の基本的な考え方と方針を明らかにしたものです。

はじめに、基本理念について、中小企業は大企業と比べて経済活動が非常に活発であり、経済活力を担う主体です。新しい技術や雇用を支えるといった面でも、中小企業および小規模事業者は統計上表れてこない革新的な活動を担っています。大企業にはない地域社会との関わりが非常に強く、伝統技能や文化の

継承、住民生活や地域社会への貢献などをみれば、ほとんどが小規模事業者です。小規模事業者が廃業をしてしまったりすると、狭い経済地域において住民生活の機能の一部が失われてしまいます。小規模事業者の活動を維持し、また新しい小規模事業者が生まれるよう政策を立案しています。

次に基本原則について、中小企業庁が中小企業政策に取り組むにあたっては、基本理念を踏まえ、「経済活力の源泉である中小企業が、その力を思う存分に発揮できるよう支援する」などの五つの原則を基にしています。政策を実施するに当たっては、各種機関と協力連携を取りながら進めていくということが基本的なスタンスです。

最後に行動指針について、政府は八つの行動指針に沿って具体的な取り組みを進めていくことになっています。現場の感覚ですが、いろいろな制度・政策を行っていくにあたって、中小企業憲章との整合性や理念が政策に実現・反映されているかが大切になってきます。中小企業憲章は中小企業の役割を改めて再評価・明文化したものであり、引き続き中小企業憲章に則って施策を進めてまいりたいと思っています。

中小企業・小規模事業者の企業数の推移をみます。1999年から2006年までの数字ですが、中小企業（製造業）では60.5万社から45.6万社と15万社ほどが減少しています。また、中小企業（全産業）でも483.7万社から419.8万社と減少しています。その中で、全体の87%を占める小規模事業者は景気低迷などを受けて422.9万社から366.3万社と

7年間で約60万社が減少しています。

最近の小規模事業者の状況、小規模事業者からみた景況感について、お話しさせていただきます。もともと底辺であった2001年12月にITバブルが弾けて2002年1月にも底を打ちましたが、その後の景況感はやや回復してきました。しかし、2007年4、5月ぐらいに下降線をたどり、リーマンショックの前から景気の悪化がみられていました。その後、ファンドの凍結やリーマンの破産申請を受けて、2009年1月には中小企業庁が調査を開始して以来の最低数値-82.5%と非常に厳しい経済局面でした。ただ、政府としてもリーマンショック対策として三段階の補正対策を麻生政権時に組み、エコカー補助金などの消費の需要を喚起しました。景気もリーマンショック前まで回復し、このまま改善が続けば正常状態に戻ると思われたときに、東日本大震災が起き、今また景気が低下局面を迎えています。

景気低迷時においては、中小企業の支援策をより強化、包括的にしていく必要があります。中小企業政策は、各種の機関が中小企業支援を立案・実行しています。中小企業支援センターや商工会・商工会議所は、経営相談や巡回指導を行い中小企業に情報提供や専門家派遣など経営支援の役割を担っています。中小企業大学校でも、中小企業・小規模企業の人材能力をより向上させようと人材育成プログラムなどの政策を行っています。最近では、通常の販路開拓以外にも、中国などを含めた海外市場への販路開拓を支援するため、JETROを通じた多様な国際化支援プログラムの用意があります。

続いては、中小企業庁が取り組んでいる政

策の中で、特に小規模事業者向けの政策を4つほどご紹介いたします。

一つ目は、既にご存じのこととは思いますが小規模企業共済法の改正です。小規模企業共済は、小規模事業者が掛金を積み立て退職や廃業・引退に備えて退職金・年金等の支払いを受ける制度です。この加入対象者を個人事業主の配偶者や後継者を含めた共同経営者まで拡大してほしいという要望があり、平成22年4月8日に改正法案が成立、平成23年1月1日から施行されています。この制度を活用いただくと後継者が事業主になる前から制度に加入できるメリットがあります。後継者は掛金を積み立てれば、税制上の優遇を受けながら老後の十分な資金を確保できます。また、共同経営者の掛金は、税法上、全額所得控除の対象です。共済金も退職所得控除になるなど、受け取る面でも税の恩恵があります。

二つ目はマル経融資制度です。この制度は、私ども小規模企業政策室が所管させていただいています。商工会・商工会議所にご協力をいただきながら、マル経融資制度の改善・改変・拡充を日々検討しています。マル経融資制度全体のスキームで見ますと、商工会・商工会議所が従業員20人以下（サービス業は5人以下）の小規模事業者に、原則として6ヵ月程度の経営指導を行っています。価値のある財産を持っていない、経営上不安がある、会計記帳・ビジネスプランを作成する技能が不足しているといった場合に経営指導員の指導を受けます。商工会・商工会議所が今後も事業を継続していけると判断した場合、基本的には大きな金融審査もなく、日本政策金融公庫から無担保・無保証・低利融資で融資が実行されます。この制度の非常に特筆すべき

ところは本人保証がいらぬことです。こういった革新的な制度というのは、政府系金融機関の制度の中でもほとんどありません。

マル経制度には 36 億円の予算が付いています。日本政策金融公庫が行っている現在の貸付金利は、国から交付されている利差補給金によって、基準金利-0.3%となっています。貸付限度額は本来 1,000 万円でしたが、リーマンショック後の資金需要を鑑み 1,500 万円まで拡充しています。また貸付期間・据置期間についても、リーマンショック後の資金繰りをより緩和する観点から、設備資金 7 年・運転資金 5 年を設備資金 10 年・運転資金 7 年まで延長しています。さらに、今回の東日本大震災を受けた被災事業者向けに、抜本的に深掘りした制度をマル経融資制度の中で用意しています。

三つ目は、地域活力用新事業∞全国展開プロジェクトです。全国展開プロジェクトは、日本商工会議所・全国商工会連合会が公募しています。全国の大都市向けに販売するための地域特産品の開発や大都市圏から地域に来てもらうための観光資源の開発など、地域に

ある資源を活用した支援・助成の制度です。

四つ目は、中小企業支援ネットワーク強化事業です。平成 23 年度から新たに創設いたしました。商工会・商工会議所の経営指導員には、日々きめ細やかな相談を行っていただいています。中には解決しきれないといった相談もあります。その場合に中小企業診断士など巡回対応相談員が、中小企業に直接支援を行うという事業になります。

以上が、中小企業庁が行っている基本的な小規模事業政策です。今回、東日本大震災を受けまして、中小企業施策・小規模事業施策も緊急に一次補正予算の中で拡充しています。一次補正では、特に緊急性を要する事業について政策資源を重点的に集中・投入するという方針がありました。まず、大きな柱としては小規模事業者の生命線である資金繰りを大幅に拡充しました。また、職を失われた方につきましては、緊急に職を確保しなければならないということから、雇用調整助成金等の雇用面での政策と税制面での特例措置もご用意しております。

## < 事業承継について >



個人事業主の現状認識、置かれている課題などを踏まえ、中小企業庁が行っている支援

策を説明させていただきます。

事業承継をとりまく現状ですが、直近で言えば東日本大震災の影響で、事業承継の件数は減少傾向にあります。しかしながら、社長の平均年齢は上がっており、高齢になるにつれて件数は増加傾向にあるという認識です。2006 年版中小企業白書によれば、年間 29 万社の廃業のうち後継者不在が約 7 万社、それによる雇用の喪失は 20~35 万人と推定され

ています。

次に事業承継に対する認識を確認してみます。従業員数4人以下の個人事業主では、事業承継を「経営課題として認識していない」・「わからない」が61.8%と高い割合になっています。代表者の年齢別に見ると、高齢になるほど経営課題として認識する傾向が強いです。また従業員規模別でも、従業員規模が大きいほど経営課題として捉えられる傾向が強いです。同様に、事業承継への対応状況は67.3%が「ほとんど出来ていない」・「全くできていない」となっています。従業員規模別でも、従業員規模が大きいほど事業承継問題の対応が進んでいる傾向があります。このような状況を見ますと、個人事業主の事業承継に対する認識が低く、その対応がまだ充分にはなされていないと考えられます。

事業承継先について、従業員数4人以下では明確な引き継ぎ先として、家族・親族、従業員または第三者への承継を考え、実際に決まっているのが約44%です。他の選択肢として廃業が約17.7%あります。従業員規模では、大きくなるほど事業承継先が決まっています。後継者が決まっている場合、後継者の育成期間で見ると小企業では5年以上10年未満が多くの割合を占めています。後継者が決まっても育成期間に5年以上10年未満が必要ということで、早期に取り組む必要があります。一方で、後継者が決まっていない場合、まず後継者を決めてから5~10年かかるので、非常に切実な問題であると考えています。このような理由で事業承継がうまくいかない可能性もあるので、早期の取り組みが必要であると考え普及活動をしています。

事業承継を経営課題と認識している場合、

どういったものが障害となるか。事業承継しようとする際は「事業の将来性」が一番の問題となっています。しかし、二番目以降では「後継者の経営力不足」や「取引先との信頼関係の維持」、「候補者の不在」、「借入金残高」が障害となっています。傾向的には後継者の経営力や候補者の不在が大きく、やはり後継者教育や不在が大きな問題として存在していると捉えられます。また、取引先との信頼関係の維持については、「現経営者の方だから貸していた」などの信用力の問題があり、後継者に引き継ぐにあたって「信用力が低い」などの理由から支払いサイトが短縮されたり、貸出条件が厳しくされたりするなど支障が出ているおそれがあります。個人事業主は、後継者不在等の問題ないしは後継者の信用力不足による資金調達が困難になることなどが大きな課題であると考えております。

上記の問題に対して、国の対策を説明させていただきます。事業承継を課題として捉えられている方がまだまだ少ないことを踏まえ、まず早期に取り組む必要性を広報します。実際に事業承継の課題を抱えている方に対しては、現状認識をして支援を行い、事業の継続を図ることを目的にしています。具体的な支援ですが、一つは、お近くの商工会・商工会議所などのご協力を得て、ネットワーク強化事業の中で、巡回対応相談員の方にご対応いただきます。課題解決を図るための個別相談対応と専門家派遣事業があります。巡回対応相談員との個別相談ですが、事業承継に関して、顕在化して相談に来る方もいれば、経営課題として持っているが取り組みには時期尚早であるといった隠れたニーズがあります。そういった潜在的なニーズの掘り起こしや課

題整理を行うために、中小機構に事業承継コーディネーターを設け、研修会の実施や支援の仕方などを支援機関にサポートさせていただいています。一方で、後継者の育成には5～10年ほどかかるので、中小機構の中小企業大学校（全国で9校）で後継者育成セミナーを実施しています（専門家派遣事業について、事業承継の相談先と一番多いのは税理士になります）。税理士には事業承継について取り組まれている方もいます。そういった方に対して、支援機関と同様に専門家研修を行っています。経営承継法の法律に関する知識やニーズの掘り起こしというようなものを説明し、相談対応等を行っていただいています。二つ目は、早期に取り組む必要性があるということから、経営者を対象にフォーラムの開催や広報冊子の配布等を行っています。早期に取り組むことで事業承継を円滑に行い、事業継続ないしは経営の革新につながるような事業展開を図ることを目的にしています。

後継者不在の問題を解消する選択肢として、親族内承継、親族外承継、会社であれば従業員に引き継ぐことなどがあります。その他に第三者に引き継ぐといったものもあります。産活法の中に、中小企業同士の引き継ぎを円滑にするための支援策を打ち、法律自体も成立しました。内容としては、全国47都道府県に設置され、事業再生支援を主に扱っていた再生支援協議会に事業引き継ぎ支援業務を追加したものです。また、全国に4、5カ所ほど「事業引継ぎ支援センター」を設置し、第三者に引き継ぐことを支援していくものです。同センターには事業引き継ぎの専門家を配置し、守秘義務を課して事業引継ぎ希望企業間の仲介および契約の成立に向けた支援を行い

ます。中小機構は各センターに対し、専門性が高く対応が困難な案件に事業承継コーディネーターによる支援や支援機関へのサポートもさせていただいています。その他に、事業引き継ぎセンター間の情報交流のハブ機能を担うことも考えています。

経営者の交代により、信用状態が悪化して銀行の借入条件や取引先の支払い条件が厳しくなる場合には、中小企業経営承継円滑化法があります。経済産業大臣の認定を受け、融資の申し入れを日本政策金融公庫等で審査してもらい、最終的に融資が受けられるというスキームです。

個人事業主では、個人用資産の大半を事業用土地や事業用家屋が占めるといった傾向が強いです。中小企業経営者の個人資産に占める事業用資産の内訳では、事業用土地と事業用家屋の割合が約50%となっています。この事業用宅地に関しては、相続税の課税価格を減額するスキームとして小規模宅地等の課税の特例措置があります。



#### <質疑応答>



質問：全国展開プロジェクトは、平成18年から行われているようですが、どのくらい



の枠があり、どういう審査を受け、具体的にどの程度の割合で補助金がもらえ、金額はどれくらいとなるのか。また、採択後の事業について、その後の結果を把握しているのか。

回答：今年2月に全国商工会連合会・日本商工会議所が公募しました。各事業別の公募のため採択割合はことなります。およそ全件数に対して採択された事業数は6~7割ほどです。審査については、各商工会・商工会議所からの提案を経済産業局で受け付け、一度書面審査を行います。その後、経済産業局において有識者会議を開き採択案件を決めます。金額に関しては、これも各事業別に違いますが、500万円ほどから1,000万円超というレンジで採択をしています。採択後の結果については、フォローアップ調査を行っています。中小企業庁の目標は、試作品開発から売り上げまで、すなわち事業化率が80~90%です。今年はまだ調査中ですが、去年に引き続き8,9割の事業化は達成されているといった状況です。

質問：後継者不在等の問題を抱える個人事業主への支援ということで、「事業引継ぎ支援センター」というのが4,5カ所あるが、具体的にどこにあるのか。また第三者への事業の引き継ぎに関して、譲り渡したい側の情報をオープンな形で募集をしているのか。

回答：今年度設置する予定ですが、具体的な設置場所につきましては検討中です。第三者への引き継ぎに関しては、基本的には譲る

側の悪評が立たないようにオープンな募集をせず、ある程度の秘匿性をもって行い、引き継ぐ企業にだけ情報を渡しています。



質問：小規模企業共済にデメリットはないのか。

回答：小規模企業共済に加入した際には税の恩恵があります。掛金は全額損金算入、受け取る際には退職所得控除があるので、今回新規に加入された配偶者・後継者から見れば、金銭面でのデメリットはないと思います。年金的な性格、あるいは退職金的な性格があるため、途中引き出しが制限され、自由にいつでも引き出せるわけではないというのはデメリットであるといえるかもしれません。

質問：後継者育成のために中小企業大学校では何年ぐらい勉強するのか。

回答：中小企業大学校のセミナーの期間ですが、10ヵ月間の全日制を採っています。毎年行われており、引き続き後継者の育成の知識等をつけたい場合には毎年受講いただくという形になっています。